

CPA通信

2015年3月

Vol.74

平成27年税制改正

法人税

消費税

納税環境整備

所得税

相続税・贈与税

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

法人税

1、法人税率の引き下げ

	現行	27.4.1 以後開始
法人税率（大法人）	25.5%	23.9%
法人税率（中小法人）	25.5%	23.9%
800 万円以下(中小法人)	15%	15%

2、地方法人税の創設（26.10.1 以後開始）

課税標準法人税額の 4.4%

これに伴い法人県民税の法人税割が減少するので、トータルでは変わらない。

また、従来の方方法人特別税の一部が法人事業税に復元され、法人事業税の税率が引き上げられ、地方法人特別税の税率が引き下げられる（トータルでは変わらない）。

	26.9.30 以前	26.10.1 以後開始
法人県民税（法人税割）	5.8%	4.0%
法人市民税（法人税割）	14.7%	12.1%
法人事業税	5.3%	6.7%
地方法人特別税	81%	43.2%

3、欠損金繰越控除制度の改正（大法人のみ）

控除限度額を段階的に縮小

	現行	27～28 年度	29 年度～
控除限度	所得の 80%	所得の 65%	所得の 50%
繰越期間	9 年		10 年

4、研究開発税制

特別試験研究費の範囲・税額控除率の改正

	現行	27 年度
範囲	以下の試験研究費用 ①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④その他	③に公益法人等・地公体の期間・地方独立行政法人等を加える。
税額控除率	12%	①30%、②～20%

5、所得拡大促進税制

基準年度と比較した雇用者給与等支給額が一定割合以上増加したときに増額分の10%について税額控除できる。

雇用者給与等支給増加割合の要件を改正

	26年度	27年度	28年度	29年度
現行	2%	3%	5%	5%
改正（大法人）	2%	3%	4%	5%
改正（中小法人）	2%	3%	3%	3%

6、外形標準課税の税率引き上げ（資本金1億円以上の普通法人）

付加価値割・資本割の引き上げ、所得割の引き下げ

	現行	27年度	28年度～
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%

消費税

1、税率

平成29年4月～ 10%

2、インターネット上で行われる役務提供について、内外判定基準を変更

	現行	改正
判定基準	役務提供する者の事務所等の所在地	役務提供を受ける者の住所地
判定	所在地国外なら不課税	所在地国外でも消費地が国内なら課税

納税環境整備

1、財産債務明細書の見直し

提出基準 所得金額2千万円以上かつ①又は②を満たす者

①財産合計3億円以上

②有価証券合計1億円以上

2、マイナンバーが付された預金者情報の利用

銀行等にマイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課す。
社会保障の資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。
預金者は銀行からマイナンバーの告知を求められるが、告知は任意である。

所得税

1、国外転出課税

国外転出時に保有していた有価証券の評価額が1億円以上の者
転出時に有価証券を決済したものとみなして課税する。

2、ジュニアNISA

年80万円×5年間

相続税・贈与税

1、相続税の基礎控除引き下げ 27.1.1 以後の相続より適用

基礎控除 3000万円（現行 5000万円）
法定相続人 1人当たり 600万円（現行 1000万円）

2、相続税の税率構造 27.1.1 以後の相続より適用

最高税率を 55%（現行 50%）へ引き上げ
遺産額が2億円超から税率引き上げ（40%→45%）

3、贈与税の税率構造 27.1.1 以後の贈与より適用

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受ける場合とそれ以外の場合とに区分され、直系尊属からの贈与については税率が緩和される。

4、相続時精算課税制度 27.1.1 以後の贈与より適用

受贈者の範囲に20歳以上の孫（現行推定相続人）を追加。